

PCAクラウドと助成金で 働き方を変えるチャンス！

承認申請は
平成29年12月1日まで

労務管理用ソフトウェア等の導入・更新にかかる費用の**最大75%**（上限**150万円**）が助成されます！

※承認処理に1月以上かかる場合もありますので、平成29年10月末頃までの申請をお勧めします。

『職場意識改善助成金（テレワークコース）』とは？

労働時間等の設定の改善（※）及び仕事と生活の調和の推進のため、終日、在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組む中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成するものです。

※「労働時間等の設定の改善」とは、各事業場における労働時間、年次有給休暇などに関する事項についての規定を、労働者の生活と健康に配慮するとともに多様な働き方に対応して、より良いものとしていくことをいいます。

『職場意識改善助成金（テレワークコース）』を活用するには？

■ 対象となる事業主様

- ・テレワークを新規で導入する事業主であること（試行的に導入している事業主を含む）
- ・労働時間等の設定の改善を目的として、終日、在宅又はサテライトオフィスにおいて、就業するテレワークの実施に積極的に取り組む意欲があり、かつ成果が期待できる事業主であること

以下のAまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります

業種	A. 資本または出資額	B. 常時雇用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

■ 対象となる取組

- テレワーク用通信機器の導入・運用（※） ○保守サポート料、通信費
- クラウドサービス使用料 ○就業規則・労使協定等の作成・変更
- 労務管理担当者や労働者に対する研修、周知・啓発
- 外部専門家（社会保険労務士など）によるコンサルティング ※パソコン、タブレット、スマートフォンは支給対象となりません。

■ 成果目標 / 支給の条件・支給額

支給対象となる取組は、以下の「成果目標」の達成を目指して実施してください。①②は必須、③か④を選択必須とします。

- ①評価期間に1回以上、対象労働者全員に、終日、在宅又はサテライトオフィスにおいて就業するテレワークを実施させる。
- ②評価期間において、対象労働者が終日、在宅又はサテライトオフィスにおいてテレワークを実施した日数の週間平均を、1日以上とする。
- ③年次有給休暇の取得促進について、労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数を前年と比較して4日以上増加させる。
- ④所定外労働の削減について、労働者の月間平均所定外労働時間数を前年と比較して5時間以上削減させる。

成果目標の達成状況	達成	未達成	対象経費
補助率	3/4	1/2	謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費 ※ 契約形態が、リース契約、ライセンス契約、サービス利用契約などで「評価期間」を超える契約の場合は、「評価期間」に係る経費のみが対象
1人あたりの上限額	15万円	10万円	助成額
1企業あたりの上限額	150万円	100万円	対象経費の合計額×補助率 ※ 上限額を超える場合は上限額

▼ 支給額の計算例（達成時） ※細かい条件などがありますので、詳細は下記のお問い合わせ先へお問い合わせください。

かかった対象経費	支給額
400万円	400万円×補助率3/4 = 300万円 → 150万円（上限額）
60万円	60万円×補助率3/4 = 45万円 → 45万円

■ 評価期間

平成30年2月15日までの事業実施期間中に1ヶ月から6ヶ月の間で設定。

『職場意識改善助成金（テレワークコース）』に関するお問い合わせ

テレワーク相談センター 電話：0120-91-6479 URL：http://www.tw-sodan.jp/

※制度予算や適用範囲の確認、事業後の定着化確認訪問等ございますので必ず労働局または社労士の先生とご相談の上、ご検討ください。

攻めるなら、経理から。

PCA

